

平成31年度 事業計画

公益法人として会員のための以下の事業を推進し、県土の均衡ある発展に寄与します。

1 定時総会及び理事会の開催

- (1) 事業計画・予算及び運営に関する事項を決定し報告を行います。
- (2) 都市計画事業に精励し協会運営に功績のあった会員及び役職員を表彰します。

2 都市計画事業に関する情報の収集および提供

- (1) 岐阜県及び会員である市町との連携を図り都市計画事業に関する情報収集・提供に努めます。
- (2) 協会だよりの発行や新聞広告等によるまちづくり情報の提供や保留地処分のPRに努めます。
- (3) 岐阜県統合型GISによる土地区画整理事業データベースの管理を行います。
- (4) アンケート等を活用した住民協働のまちづくりを推進します。
- (5) 組合事業の立ち上げから事業完了までの記録を収集し事業の歴史を取りまとめます。

3 都市計画事業に関する研修及び講習会の開催

- (1) 都市計画事業の技術と知識の向上を図る研修会、勉強会を開催します。
- (2) 先進地における視察研修会を開催しまちづくり知識の向上を図ります。
- (3) 土地区画整理事業設立準備地区の地権者を対象とした先進地の視察研修を行います。
- (4) 児童が地域の歴史や環境、まちづくりの意義などを学ぶことができる出前講座を開催します。
- (5) 技術力向上に向け研修会、講習会への参加支援を行います。

4 都市計画事業の普及および啓発

- (1) 未整備地区のまちづくり将来像の明確化を図り、普及・啓発の方針を策定します。
- (2) 関係市町と連携した説明会や個人説明会等を開催し、住民の意識向上と合意形成に努めます。
- (3) これまでのまちづくりの経験や知識を活用し、まちづくりリーダーの育成に努めます。
- (4) まちづくり協議会等の規則策定や設立及び運営による事業普及に努めます。
- (5) 土地区画整理事業などまちづくりの普及・啓発に向けた、パンフレット等の作成に努めます。

5 都市計画事業に関する調査、研究及び発注者支援

- (1) まちづくりの現状把握と問題整理を行い、都市の健全な発展と秩序ある整備のあり方について調査・研究します。
- (2) 事業実施が困難な地区の現状把握と評価分析に基づいて調査・研究します。
- (3) 保留地アンケートなどを活用し、魅力あるまちづくりのあり方について研究します。
- (4) 駅やインターチェンジなど公共交通拠点におけるまちづくりについて調査・研究します。
- (5) 工事積算、施工監理、組合事務運営、補償、維持管理などトータルの発注者支援を行います。
- (6) 土地区画整理事業完成後の持続的なまちづくりについて調査・研究します。